

## 令和3年度二本松市新型コロナウイルス感染症対策店舗等衛生環境改善事業補助金 【追加募集】

新型コロナウイルス感染症拡大防止と市内経済の早期回復を図るため、市内に店舗等を有する中小企業者等が衛生環境の改善に取り組む事業等の費用に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

### 《注意事項》

- ★募集期間は、令和3年8月10日(火)～令和3年8月13日(金)です。
- ★受付は原則として先着順で行い、100件に達した時点で締め切ります。
- ★受付は以下の窓口へ直接持参による提出とします。  
8月10日(火) 1階市民ホール特設窓口 / 8月11日(水)～13日(金) 市役所2階商工課窓口
- ★原則として市内業者によって施工または購入するものに限りません。
- ★受付時審査で「申請書類を記入していない」「添付書類をそろえていない」場合は、受け付けません。

### ■補助内容

項 目	内 容
補助対象者	<p>次の要件を満たす市内中小企業者等が対象となります。</p> <p><b>【中小企業者等とは】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に主たる事業所を有する法人又は個人</li> <li>・上記を構成員とする任意団体等</li> </ul> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二本松市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。</li> <li>・市税の滞納がないこと。</li> <li>・関係法令に違反していないこと。</li> <li>・対象となる補助対象経費について、市又は他補助制度により補助金等の交付を受けていないこと。</li> </ul>
補助対象業種	<p>次の業種を営む店舗等が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業及びクリーニング業等）、娯楽業、不動産取引業、療術業、学習塾</li> </ul> <p>など、接客を伴う業種が対象となります。</p> <p>ただし、次の店舗は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風営法第2条第1項第1号から第5号の営業で、床面積の合計が100㎡を超える店舗</li> <li>・風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営む店舗</li> </ul>
補助対象事業	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県が策定している「<u>福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン</u>」のほか、国及び各業種団体が業種別に定めたガイドラインに基づく感染拡大予防のための衛生環境を改善させるための事業</p> <p>◎飲食を提供する店舗にあっては県の「<u>ふくしま感染防止対策認定店</u>」制度における認定ステッカーを取得することを条件とします。</p> <p>なお、認定ステッカーの取得状況は実績報告書の提出時に確認するため、申請書提出時には添付不要です。</p> <p>※ガイドラインは、下記のホームページ等で確認してください。</p> <p><b>【福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（県HP）】</b>  <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/388220.pdf">https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/388220.pdf</a></p> <p><b>【業種別ガイドライン（内閣府HP）】</b>  <a href="https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf">https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf</a></p>

**【補助金の額】**  
30万円以内  
(定額)  
※1,000円未満切捨

**【募集件数】**  
100件  
(先着順)  
※受付開始時点で100件を超える見込みの場合は抽選。

<b>適用期間</b>	<p>○令和3年4月1日以降、補助対象事業を行う場合に対象となります。</p> <p>令和3年3月31日以前に実施している補助対象事業は対象となりません。</p> <p>○<u>令和3年12月28日までに事業が完了</u>する経費のみ補助対象となります。</p>
-------------	---

<b>補助対象経費</b>	
<p>新型コロナウイルス感染症対策のためのガイドラインに沿って実施する衛生環境の設備の設置及び改修に係る消耗品費、備品購入費、工事費等</p>	
<p>※対象となる「店舗等」については、事業のために専用しており、かつ、不特定多数の一般の客へ対応する場所とします。</p> <p>(事務所、従業員の休憩室、厨房、作業場、工場、倉庫などは対象外です)</p>	
<p>※備品や消耗品は、一般の客が使用するものに限りません。</p> <p>(従業員や出入する業者が使用するものは対象外です)</p>	
<p>《対象となる経費の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手洗い場の自動化（非接触型）に係る新設費、改修費</li> <li>○パーテーションの新設費、改修費及び備品購入費 (例：衝立、仕切り、ロールパーテーション、手作りパーテーション材料費)</li> <li>○不特定多数の人が触れる場所を自動化（非接触型）する経費（例：センサー式自動ドアなど）</li> <li>○換気設備（例：換気扇、サーキュレーターなど）の新設費及び交換費、網戸設置費</li> <li>○換気ができない場所への換気機能付き空調設備の新設費及び交換費</li> <li>○二酸化炭素測定器の購入費</li> <li>○非接触式体温計（サーモカメラ）の購入費</li> <li>○一般の客用の、マスク、消毒液、除菌シート、衛生用手袋、ハンドソープ等の衛生消耗品費 (ただし、数量等過大であると認められる場合は、一部補助対象外とすることがあります。)</li> </ul>	
<p><b>【対象外の経費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×人件費</li> <li>×専門家謝金及び旅費</li> <li>×光熱水費及び燃料費</li> <li>×文房具など事務用品の消耗品費</li> <li>×名刺、求人広告、金券及び商品券に係る経費</li> <li>×行政手続きに係る経費</li> <li>×店舗以外の部分への新設費及び改修費</li> <li>×店舗における売り場部分以外への新設費及び改修費</li> <li>×パソコン、コピー機、プリンター、FAX、レジ等の事務用機器の購入費及び修繕費</li> <li>×LEDライトの購入費及び修繕費</li> <li>×パソコン更新のための経費、ソフト等購入費、ドメイン維持費及びサーバー維持費</li> <li>×店内を清掃するなど一時的な効果しか見込めないもの</li> <li>×フィルター式の空気清浄機など、ウイルスに対する効果が見込めないもの</li> </ul>	

## ■申請の流れ

- (1) 募集期間 令和3年8月10日（火）～令和3年8月13日（金）午前8時30分～午後5時  
◎申請件数が100件に達した時点で受付を締め切ります。  
◎申請を待つ方の人数により、受付時間を指定することがあります。
- (2) 提出方法 直接持参による提出とし、受付時審査を行います。  
(申請内容を把握している方が申請書を持参してください。)  
◎受付時審査で「申請書類を記入していない」「添付書類をそろえていない」場合は、受け付けません。不備をなくした上で、再度、整理券を受け取ってください。  
◎代理申請の場合など、1人につき2件以上の申請書の提出はできません。
- (3) 提出先 8月10日（火） 市役所1階市民ホール特設窓口  
8月11日（水）～13日（金）市役所2階商工課窓口
- (4) 申請受付の流れ

8月10日（火）午前8時から整列を行い、  
午前8時30分から45分まで市役所正面玄関前で整理券を配布します。  
※午前8時より前の市役所正面玄関前での場所取り・順番待ちは禁止とします

整理券を配布された方が100名に達しない場合

整理券の番号順に受付を行います。  
(人数により、受付の時間を指定することがあります)

これ以降、到着した順に配布する整理券の番号順に受付を行い、100件に達した時点で締め切ります。

整理券を配布された方が100名を超えた場合、以下のとおり抽選を行います。

- ①整理券の番号順に「くじ」を引きます。
- ②「くじ」の結果により、「くじ」に記載された番号順に指定された時間に受付を行います。  
(1番から100番まで。101番以降は落選)

辞退等による再募集がある場合は、その日の午後5時以降に市のウェブサイトへ掲載します。

☆ご来庁の際には、マスク着用の上、検温・手指消毒等の感染症対策にご協力をお願いします。  
申請の際には、整理券又はくじを必ず持参してください。(持参しない場合は受付できません。)

## ■注意事項

- 1事業者につき年度内に1回のみ申請が可能です。
- 補助金の交付決定にあたっては、最終的に内容を審査した上で決定します。
- 補助対象経費と明確に区分できない経費は、補助対象となりません。
- 備品及び消耗品について、過大なものについては、審査の結果、補助対象外とすることがあります。
- 経費の見積書は必ず添付してください。
- 備品及び消耗品は、申請書にカタログ等、製品を説明する資料(写し可)を必ず添付してください。  
※空調設備や空気清浄機を申請する場合は、その製品が、換気やウイルス抑制に効果があることが明記されている資料を添付してください。
- 備品の設置・設備の改修等の場所の図面(配置図)を必ず添付してください。  
※内容が分かれば、手書きのものでも可とします。
- 原則として市内業者によって施工または購入するものに限り。  
※市外業者による経費は補助対象外とします。既に購入したものであっても、市外業者から購入したものについては補助対象外とする場合があります。
- 本補助金については、課税対象となります。所得申告の際は、必ず事業所得(雑収入)として算入してください。

## ■補助金手続きの流れ

### 申請 手続き

- (1) 交付申請【申請者→市】

次の書類を作成したうえで、提出してください。

  - 新型コロナウイルス感染症対策店舗等衛生環境改善事業補助金交付申請書(第1号様式)
  - 事業計画書(第2号様式) ※詳細に記入してください。
  - 収支予算書(第3号様式)
  - 事業の内容及び積算内容を確認できる書類
    - 見積書の写し(必須)
    - 購入する製品のカタログ(必須)  
※空調設備や空気清浄機を申請する場合は、その製品が、換気やウイルス抑制に効果があることが明記されている資料を添付してください。
    - 設置及び改修する箇所が分かる図面(必須)  
※内容が分かれば、手書きのものでも可とします。
  - 市税納税確認同意書又は納税証明書(課税がない者にあつては、課税証明書)
  - 風俗営業許可証の写し ※該当する業種の場合
  - 構成員の名簿(申請者が団体の場合に限る。)
  - 振込先の口座番号等を確認できるもの(通帳の写し)
- (2) 交付決定通知【市→申請者】

交付決定の審査にあたり、必要に応じて追加書類の提出及び現地調査を行うことがあります。
- (3) 変更申請【申請者→市】

交付決定後に申請内容を変更する場合は変更申請が必要になります。なお、変更申請をした場合であっても、最初に交付決定を受けた額が補助金の限度額となります。
- (4) 事業実施【申請者】

発注、施工、購入、支払などを行ってください。  
飲食を提供する店舗にあつては、認定ステッカーの取得手続きを行ってください。
- (5) 実績報告【申請者→市】

補助対象事業が完了した日から14日以内に次の書類を提出してください。

  - 新型コロナウイルス感染症対策店舗等衛生環境改善事業補助金実績報告書(第9号様式)
  - 収支決算書(第10号様式)
  - 事業の内容及び積算内容を確認できる書類(請求書の写し等)
  - 補助対象経費の領収書の写し
  - 事業の実施状況が確認できる写真及び成果物等
  - 飲食を提供する店舗にあつては、ふくしま感染防止対策認定店制度において現地調査後に交付された認定ステッカー(丸いステッカー)が店舗に掲示された写真
- (6) 確定通知【市→申請者】

補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。
- (7) 補助金交付請求【申請者→市】
  - 補助金等交付請求書
- (8) 補助金交付【市→申請者】

### ■問い合わせ

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係 住所：〒964-8601 二本松市金色 403-1  
TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533 メール：[shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp](mailto:shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp)